

香川労働局第14次労働災害防止計画の概要

香川労働局 労働基準部 健康安全課

労働災害防止計画とは

労働安全衛生法第6条に基づき、**労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等**を厚生労働大臣が定める**5か年計画**。

【参照条文(労働安全衛生法)(抄)】

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画(以下「労働災害防止計画」という。)を策定しなければならない。

これまで、第13次にわたり労働災害防止計画を実施

(第13次労働災害防止計画期間:平成30年度～令和4年度)

香川労働局第13次労働災害防止計画の目標 (← 13次防の結果)

(1) 死亡災害

2017年の13人に対し、2022年に7人以下の減少率46%を目指す。← **6人**

(2) 死傷災害

2017年の1,143人に対し、2022年には1,000人を下回る997人以下(12.8%減少)とする。← **1,183人**

(3) 重点業種に係る目標

ア 建設業及び製造業における死亡災害

建設業では2017年の3人を2022年に2人以下とし、製造業では2017年の2人を2022年に1人以下とする。

← **建設業2人、製造業2人**

イ 道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設及び飲食店の4業種における死傷災害

道路貨物運送業では147人を130人以下とし、小売業では142人を127人以下とし、社会福祉施設では54人を43人以下とし、飲食店では37人を30人以下とする。← **それぞれ 145人、161人、80人、48人**

香川労働局第14次労働災害防止計画（概要）

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標	主なアウトカム指標
○労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 ・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。等	・転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進 ・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	・60歳以上の死傷者数を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
○労働者の健康確保対策の推進 ・メンタルヘルス対策としてパワーハラスメント対策に取り組む事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。等	指標の把握が困難なため、アウトカム指標は未設定。

死亡災害：5か年の合計で30%以上減少

死傷災害：2022年と比較して2027年までに減少に転じる

計画の重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される制度の周知（既存の安全衛生に関する取組の見える化を活用し、制度を導入する事業場を広く周知）
- ・労働安全衛生におけるDXの推進（デジタル新技法を活用した安全衛生活動の実施例の収集・周知） 等

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・中高年齢の女性を始めとして高い発生率となっている転倒等につき、災害防止に資する装備や設備等の周知を図る。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。 等

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進（周知啓発）

労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進 等

他、計8つの重点を定め対策を推進

香川労働局第14次労働災害防止計画の概要

計画の目標（アウトプット指標とアウトカム指標）

アウトプット指標（新設）

①労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面から）に取り組む事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

②高齢労働者の労働災害防止対策の推進（重点対策③）

- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

③多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進（重点対策④）

- 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

④業種別の労働災害防止対策の推進（重点対策⑥）

- 非常作業時における作業手順書を整備している製造業の事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

重点対策②)

- 増加が見込まれる転倒の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。

- 増加が見込まれる保健衛生業における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

- 増加が見込まれる60歳代以上の死傷者数を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

- 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに労働者全体の平均以下とする。

- 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

- 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

- 建設業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

香川労働局第14次労働災害防止計画の概要

アウトプット指標（新設）

⑤労働者の健康確保対策の推進（重点対策⑦）

- 年次有給休暇の取得促進に取り組む事業場の割合を2023年と比較して2025年までに増加させる。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2023年と比較して2025年までに増加させる。
- メンタルヘルス対策としてパワーハラスメント対策に取り組む事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- 各事業場において治療と仕事の両立支援に取り組む事業場の割合を2023年と比較して2027年までに8増加させる。

⑥化学物質等による健康障害防止対策の推進（重点対策⑧）

- リスクアセスメントを実施し、その結果に基づいて労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を実施している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

アウトカム指標

-
-
-
- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、10%以上減少させる。
- 熱中症による死傷者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。
※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体としては、少なくとも以下のとおりの結果が期待される。

- ・ 死亡災害については、過去最少の6人以下を継続し、5か年の合計で30%以上減少する。
- ・ 死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる。

香川労働局第14次労働災害防止対策の概要

計画の期間

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

計画の方向性

- 事業者の安全衛生対策の促進と社会的に評価される制度を周知する。そのために、安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると意識啓発を図る。
- 業種別や転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点事項

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

製造業、陸上貨物運送事業、建設業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ 化学物質等による健康障害対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

重点事項①の具体的取組

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

事業者に取り組んでいただきたいこと

安全衛生の取組を見える化する仕組みを活用し、**主体的に安全衛生対策**を行う。

- ◎ S A F Eコンソーシアム
- ◎ 安全衛生優良企業公表制度
- ◎ 健康経営優良法人認定制度

【SAFEコンソーシアム】



【安全衛生優良企業公表制度】



重点事項②の具体的取組

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでいただきたいこと

- ア **転倒災害は**、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢の女性をはじめとして極めて高い発生率となっており、対策を講ずべき**リスクであることを認識し**、その**取組を進める**。
- イ 筋力等を維持し転倒を予防するため、**運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する**。
- ウ パート・アルバイトの労働者も含めた全ての労働者への**安全衛生教育の実施**を徹底する。
- エ 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた**腰痛予防対策に取り組む**。

アウトプット指標

- 1 **転倒災害対策（ハード・ソフト面からの対策）に取り組む事業場**の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- 2 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における**正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率**を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- 3 **介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場**の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

香川労働局第14次労働災害防止計画の概要

重点事項③の具体的取組

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでいただきたいこと

- ア 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- イ 転倒災害が、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取組を進める。（再掲）
- ウ 健康診断情報の電磁的な保存・管理や保険者へのデータ提供を行い、プライバシー等に配慮しつつ、保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。

エイジフレンドリー補助金

アウトプット指標

「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号。）に基づく**高齢労働者の安全衛生確保の取組**（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

	高齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者 ^(※1) (3) 高齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用し、対象の高齢労働者が対策を実施する業務に就いている	(1) 労災保険加入している (2) 中小企業事業者 ^(※1) (3) 労働者を常時1名以上雇用している
補助対象	高齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費(機器の購入・工事の施工等)	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
(上限額)補助率	1/2 (上限額:100万円)	3/4 (上限額:30万円)

※ 2コース併せての上限額は100万円です。

※ 2コース併せた申請の場合は、必ず2コース同時に申請してください(月を変えて別々の申請はできません)。

※ 全ての申請者に交付されるものではありません。

重点事項④の具体的取組

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでいただきたいこと

- ア 自宅等でテレワークを行う際のメンタルヘルス対策や作業環境整備の留意点等を示した「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」や労働者の健康確保に必要な措置等を示した「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づき、労働者の安全と健康の確保に取り組む。
- イ 外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等により安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。

アウトプット指標

母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

厚生労働省ホームページ

○外国人労働者向け視聴覚教材など

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186714.html>

重点事項⑤の具体的取組

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

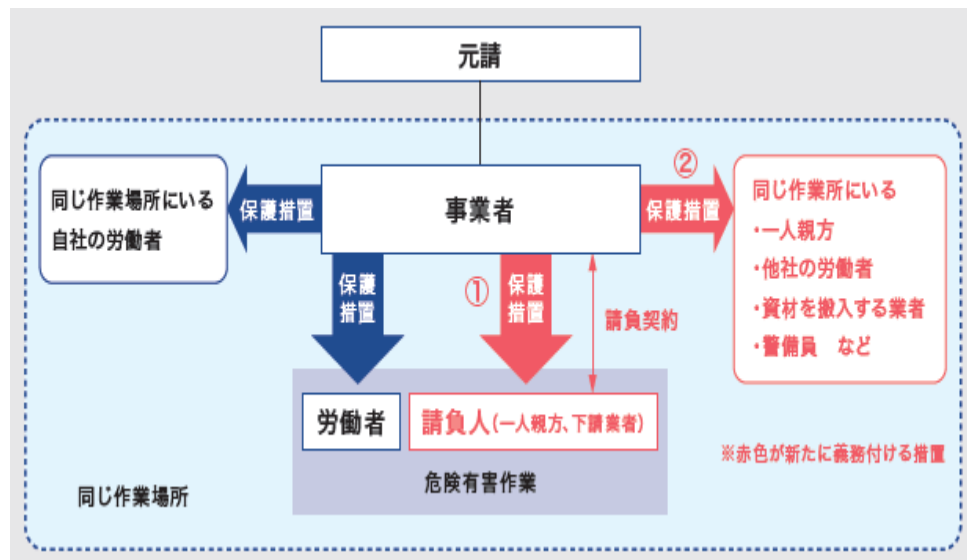
事業者に取り組んでいただきたいこと

労働者ではない個人事業者等に対する安全衛生対策については、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」における議論等を通じて、個人事業者等に関する**業務上の災害の実態の把握**に関すること、個人事業者自らによる**安全衛生確保措置**に関すること、注文者等による**保護措置のあり方**等に関して、事業者が取り組むべき**必要な対応について検討**する。

同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する保護措置の主な内容

- ◎ 危険箇所への立入を禁止する義務
- ◎ 危険性等を掲示して知らせる義務
- ◎ 特定の場所での喫煙・飲食を禁止する義務
- ◎ 事故発生時、退避させる義務

(令和5年4月1日施行)



重点事項⑥の具体的取組 (その1)

業種別の労働災害防止対策の推進 (製造業、陸上貨物運送事業、建設業)

事業者に取り組んでいただきたいこと

1 製造業

- ア 「はさまれ・巻き込まれ」等による労働災害の危険性の高い機械等については、**製造者**（メーカー）、**使用者**（ユーザー）それぞれにおいて**リスクアセスメント**を実施し、労働災害の防止を図ることが重要であることから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」（平成19年7月31日付け基発第0731001号）に基づき、使用者においてもリスクアセスメントが適切に実施できるよう、**製造者は、製造時のリスクアセスメントを実施しても残留するリスク情報を、機械等の使用者へ確実に提供する。**
- イ **機械を使用する事業者は、アにより提供された残存するリスク情報を基に、リスクアセスメントを確実に実施する。**
- ウ 非定常時作業に多く発生している「はさまれ・巻き込まれ」等による労働災害を防止するため、イによるリスクアセスメントの結果を踏まえた**非定常作業時における作業手順書を整備する。**
- エ 機能安全の推進により機械等の安全水準を向上させ、合理的な**代替措置により安全対策を推進する。**

重点事項⑥の具体的取組 (その2)

業種別の労働災害防止対策の推進 (製造業、陸上貨物運送事業、建設業)

事業者に取り組んでいただきたいこと

2 陸上貨物運送事業

- ア 「荷役作業における安全ガイドライン」に基づく安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- イ 「職場における腰痛予防対策指針」を参考に作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。

3 建設業

- ア 墜落・転落のおそれのある作業について、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所への囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用の徹底等及び高所からの墜落・転落災害の防止に取り組む。あわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- イ 労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた措置の適切な実施や、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策に取り組む。

重点事項⑥の具体的取組 (その3)

業種別の労働災害防止対策の推進 (製造業、陸上貨物運送事業、建設業)

アウトプット指標

1 製造業

非定常作業時における作業手順書を整備している製造業の事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

2 陸上貨物運送事業

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

3 建設業

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

重点事項⑦の具体的取組 (その1)

労働者の健康確保対策の推進 (メンタルヘルス、過重労働、産業保健)

事業者に取り組んでいただきたいこと

1 メンタルヘルス対策

- ア ストレスチェックの実施のみにとどまらず、ストレスチェック結果をもとに**集団分析を行い**、その集団分析を活用した**職場環境の改善**まで行うことで、メンタルヘルス不調の予防を強化する。
- イ 事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して「雇用管理上講ずべき措置等についての指針」に基づく取組をはじめ、職場における**ハラスメント防止対策**に取り組む。

2 過重労働対策

- ア 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」に基づき、次の措置を行う。
 - ・ **時間外・休日労働時間の削減、労働時間の状況の把握、健康確保措置等**
 - ・ **年次有給休暇の確実な取得の促進**
 - ・ 勤務間インターバル制度の導入等、労働時間等設定改善指針に基づく**労働時間等の設定の改善**
- イ 長時間労働による医師の面接指導の対象となる労働者に対して、**医師による面接指導**や、保健師等の**産業保健スタッフによる相談支援**を受けよう勧奨する。

重点事項⑦の具体的取組 (その2)

労働者の健康確保対策の推進 (メンタルヘルス、過重労働、産業保健)

事業者に取り組んでいただきたいこと

3 産業保健活動の推進

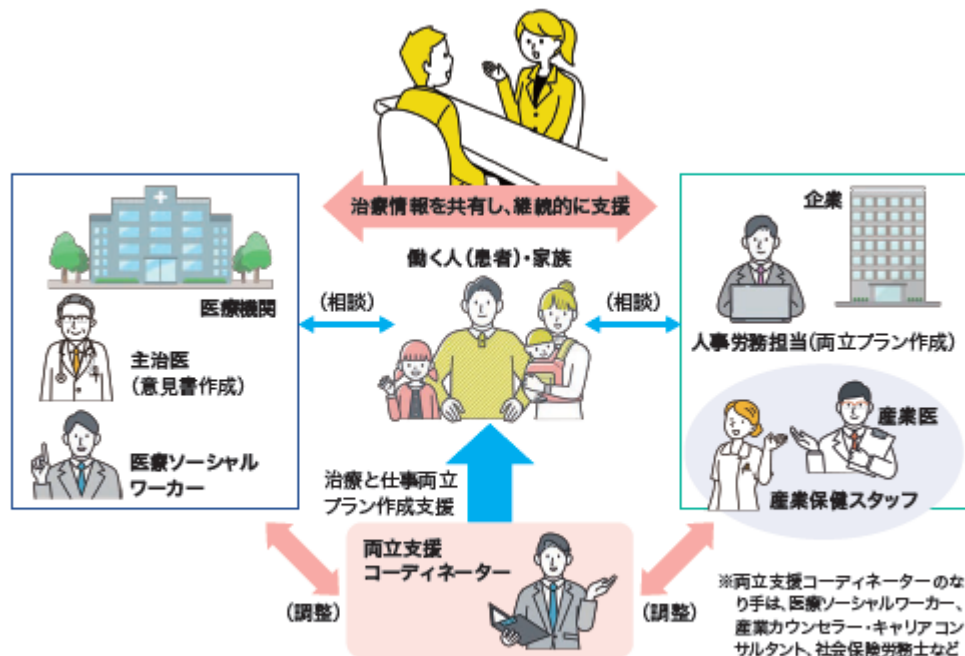
- ア 事業場ごとの状況に応じた産業保健活動を行うために必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な**産業保健サービスを提供**するとともに、産業保健スタッフが必要な研修等が受けられるよう**体制を整備**する。
- イ 治療と仕事の両立支援に関して、支援を必要とする労働者が支援を受けられるように、労働者や管理監督者等に対する**研修の実施等の環境整備**に取り組む。
- ウ 事業者及び労働者は、産業医や保健師に加えて、医療機関や支援機関等の**両立支援コーディネーター**を積極的に活用し、治療と仕事の両立の円滑な支援を図る。

重点事項⑦の具体的取組 (その3)

労働者の健康確保対策の推進 (メンタルヘルス、過重労働、産業保健)

アウトプット指標

- ア **年次有給休暇の取得促進**に取り組む事業場を2023年と比較して2025年までに増加させる。
- イ **勤務間インターバル制度を導入**している企業を2023年と比較して2025年までに増加させる。
- ウ **メンタルヘルス対策としてパワーハラスメント対策**に取り組む事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- エ **使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施**の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- オ 各事業場において**治療と仕事の両立支援**に取り組む事業場を2023年と比較して2027年までに増加させる。



【相談先】香川産業保健総合支援センター (さんぽセンター)
高松市亀井町2-1朝日生命高松ビル3階
TEL 087-813-1316 FAX 087-813-1317
<https://www.kagawas.johas.go.jp>

重点事項⑧の具体的取組 (その1)

化学物質等による健康障害防止対策の推進

(化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線)

事業者に取り組んでいただきたいこと

1 化学物質による健康障害防止対策

化学物質を製造し、取り扱い、又は譲渡・提供する事業者において、化学物質管理者の選任及び外部専門人材の活用を行うに当たり、次の2つの事項を的確に実施する。

- ・ 化学物質を製造する事業者は、製造時等の**リスクアセスメント等の実施**及びその結果に基づく**自律的なばく露低減措置**を実施し、並びに**譲渡提供時のラベル表示・SDSを交付**する。SDSの交付に当たっては、必要な保護具の種類も含め「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載する。
- ・ 化学物質を取り扱う事業者は、入手したSDS等に基づく**リスクアセスメント等の実施**及びその結果に基づく**自律的なばく露低減措置**を実施する。

重点事項⑧の具体的取組 (その2)

化学物質等による健康障害防止対策の推進

(化学物質、**石綿**、**粉じん**、熱中症、騒音、電離放射線)

事業者に取り組んでいただきたいこと

2 石綿、粉じんによる健康障害防止対策

- ア 適正な事前調査のため、**建築物石綿含有建材調査者講習修了者等**の石綿事前調査に係る専門性を有する者による**事前調査**を確実に実施する。
- イ 石綿事前調査結果報告システムを用いた**事前調査結果の的確な報告**及び事前調査結果に基づく適切な**石綿ばく露防止対策**を実施する。
- ウ 解体・改修工事発注者による適正な**石綿ばく露防止対策に必要な情報提供・費用等の配慮**について、周知を図る。
- エ 粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、**第10次粉じん障害防止総合対策**に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- オ トンネル工事を施工する事業者は、所属する事業場が転々と変わるトンネル工事に従事する労働者の健康管理を行いやすくするため、「**ずい道等建設労働者健康管理システム**」に、労働者のじん肺関係の健康情報、有害業務従事歴等を**登録**する。

重点事項⑧の具体的取組 (その3)

化学物質等による健康障害防止対策の推進

(化学物質、石綿、粉じん、**熱中症**、**騒音**、**電離放射線**)

事業者に取り組んでいただきたいこと

3 熱中症、騒音による健康障害防止対策

ア 「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ、**暑さ指数の把握**とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。あわせて、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ**労働衛生教育**を行うほか、衛生管理者等を中心に事業場としての管理体制を整え、**発症時・緊急時の措置**を確認し、周知する。その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討する。

イ 労働者は、熱中症を予防するために、日常の**健康管理**を意識し、**暑熱順化**を行ってから作業を行う。あわせて、作業中に定期的に**水分・塩分を摂取**するほか、異変を感じた際には**躊躇することなく**周囲の労働者や管理者に申し出る。

ウ 労働者の騒音障害を防止するために、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく**作業環境測定**、**健康診断**、**労働衛生教育**等に取り組む。

4 電離放射線による健康障害防止対策

医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく**低減対策の取組**を推進するとともに、被ばく線量の**測定結果の記録等の保存**について管理を徹底する。

香川労働局第14次労働災害防止計画の概要

重点事項⑧の具体的取組 (その4)

化学物質等による健康障害防止対策の推進

(化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線)

アウトプット指標

- ア 化学物質等に関する **リスクアセスメントを実施**し、その**結果に基づいて**労働者の危険又は健康障害を防止するために**必要な措置を実施**している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。
- イ 熱中症災害防止のために**暑さ指数を把握し活用**している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

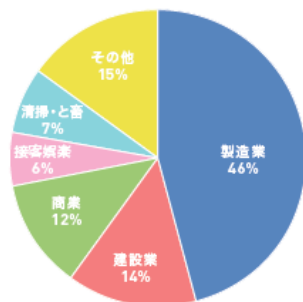
個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の約8割

化学物質による労働災害発生状況(令和3年)

起因物	件数
有害物	156
爆発性の物等	13
可燃性のガス	38
爆発性の物等	16
その他の危険物、有害物	249
合計	472

出典：労働者死傷病報告

化学物質の性状に関連の強い労働災害(有害物等との接触、爆発、火災によるもの)が年間約500件発生



出典：労働者死傷病報告

製造業のみならず、建設業、第三次産業における労働災害も多い

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS 交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務 対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定 できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

出典：労働者死傷病報告

第14次労働災害防止計画 本文より抜粋

計画が目指す社会

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や、事業者から提供されるサービスの料金に安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められる。

これらの安全衛生対策は、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ社会も見据え、また、DX(デジタルトランスフォーメーション)の進展も踏まえ、労働者の理解・協力を得ながら、プライバシー等の配慮やその有用性を評価しつつ、ウェアラブル端末、VR(バーチャル・リアリティ)やAI等の活用を図る等、就業形態の変化はもとより、価値観の多様化に対応するものでなければならない。

また、労働者の安全衛生対策は事業者の責務であることが前提であるが、さらに「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられ、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増してきており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

さらに、とりわけ

中小事業者等も含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康が確保されることを前提として、多様な形態で働く一人一人が潜在力を十分に発揮できる社会を実現しなければならない。



ご安全に

働きがいのある香川

ひとりひとりが輝く未来のために

香川県下における

- ・労働災害発生状況

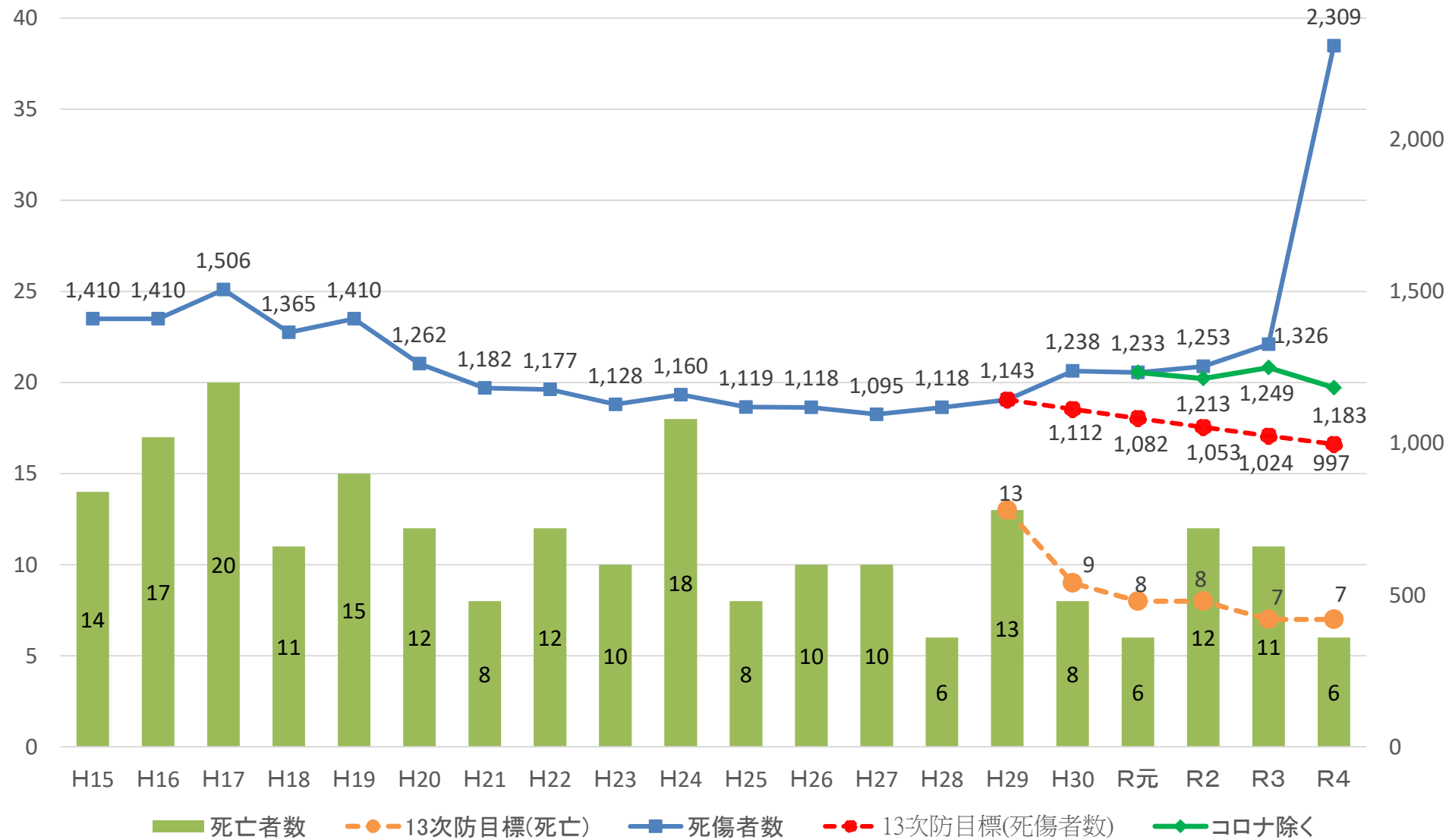
スライド 25～31

- ・健康を巡る状況

スライド 32～36

香川県内の労働災害発生状況の推移(全産業)

推移

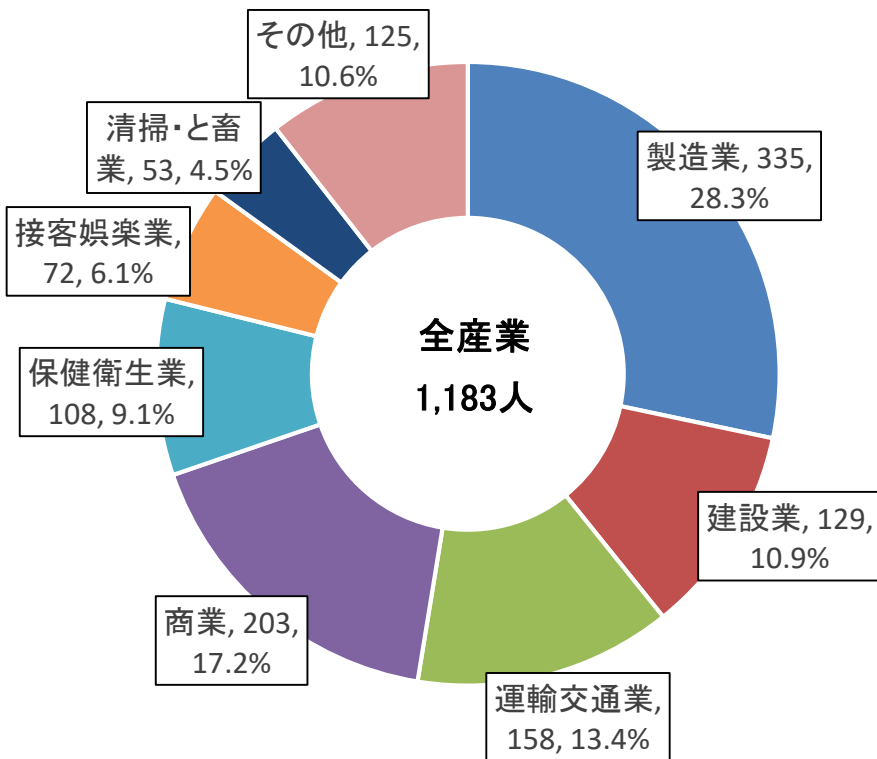


平成30年度から令和4年度までの5年間は第13次労働災害防止計画の取組期間

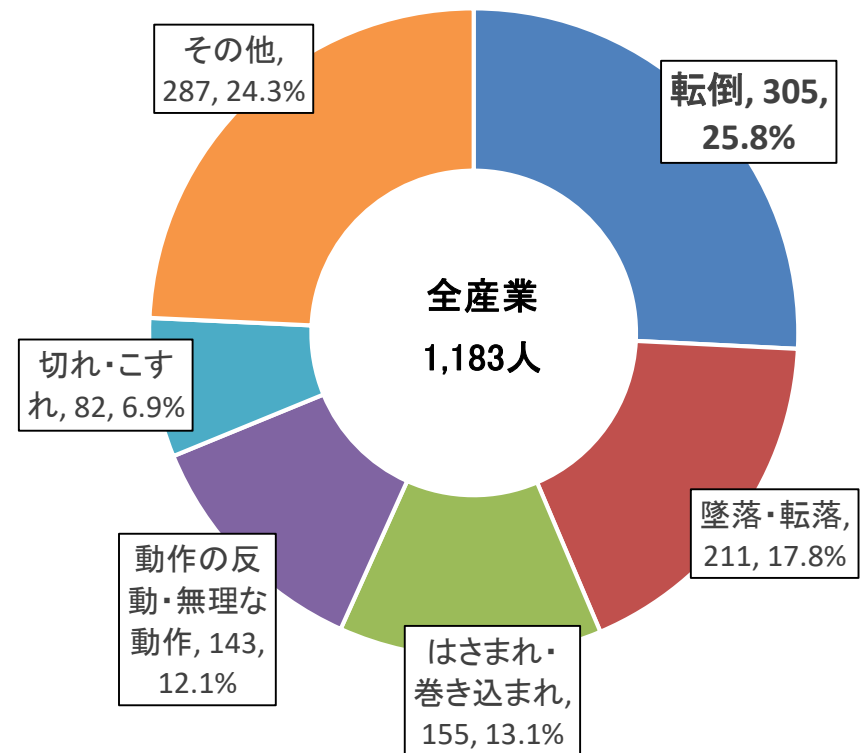
香川県内の労働災害発生状況(全産業)

令和4年

業種別の発生割合

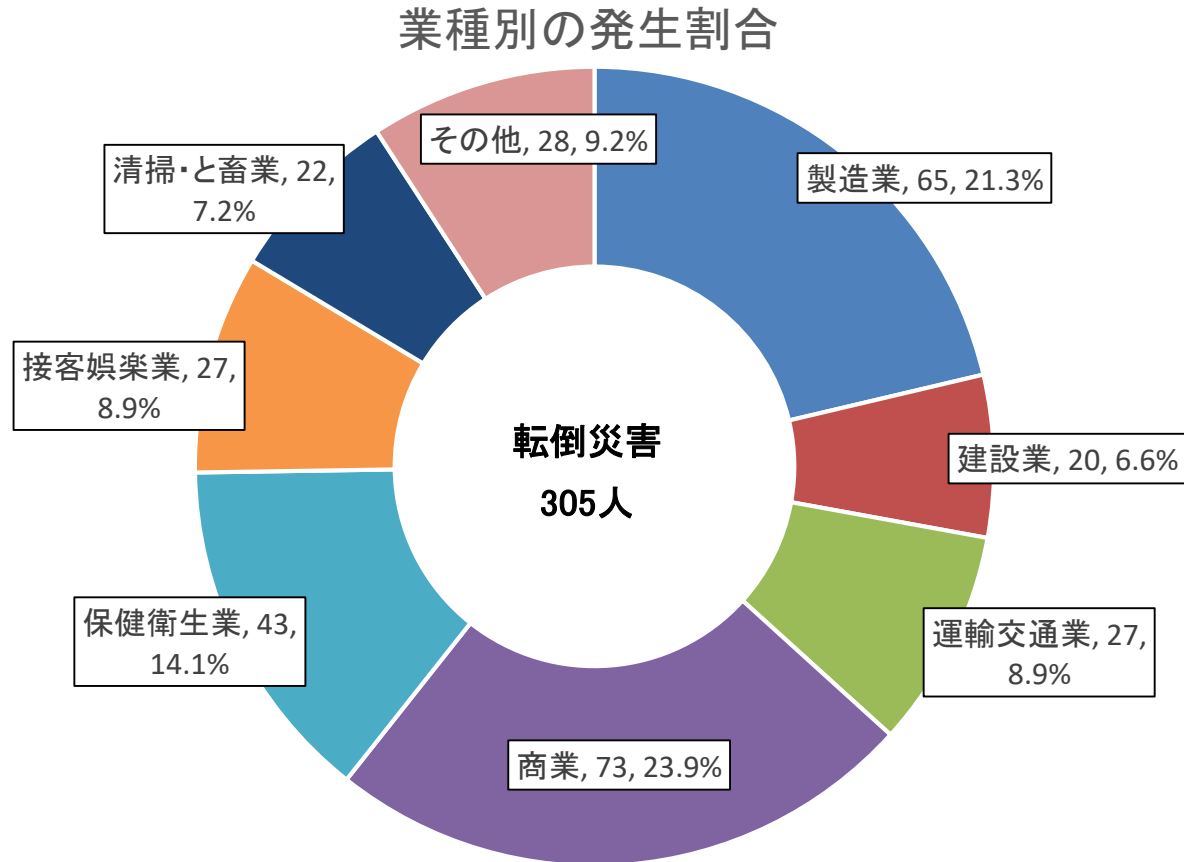


事故の型別の災害発生状況



新型コロナウイルス感染症によるり患を除く。

「転倒災害」の発生状況

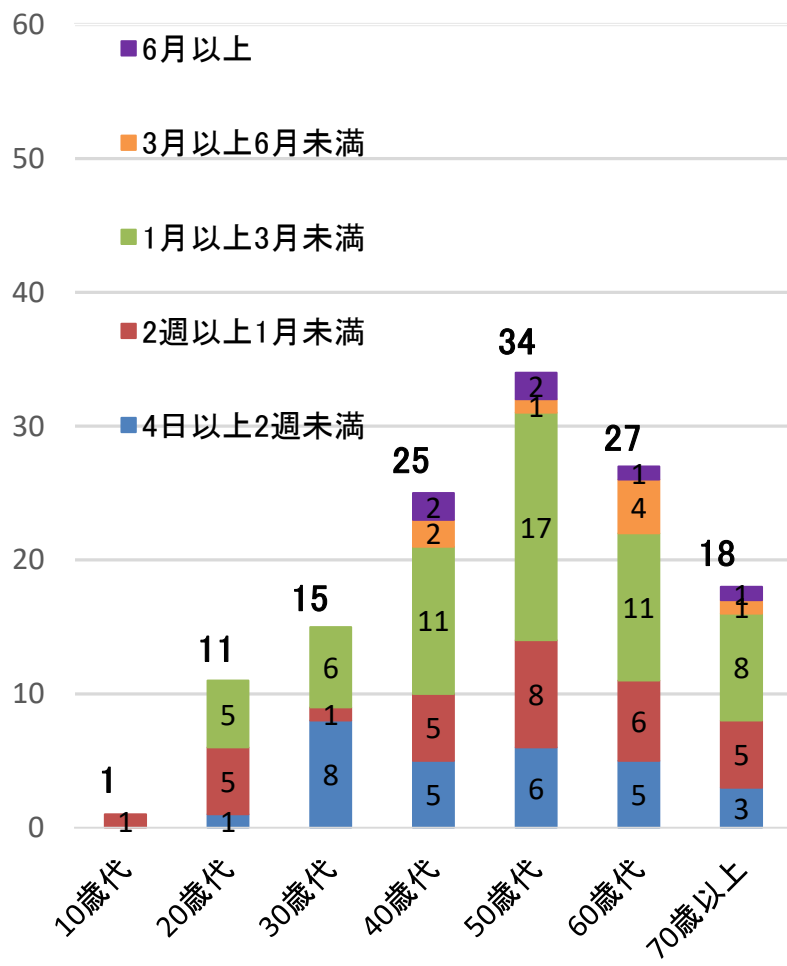


転倒災害の特徴

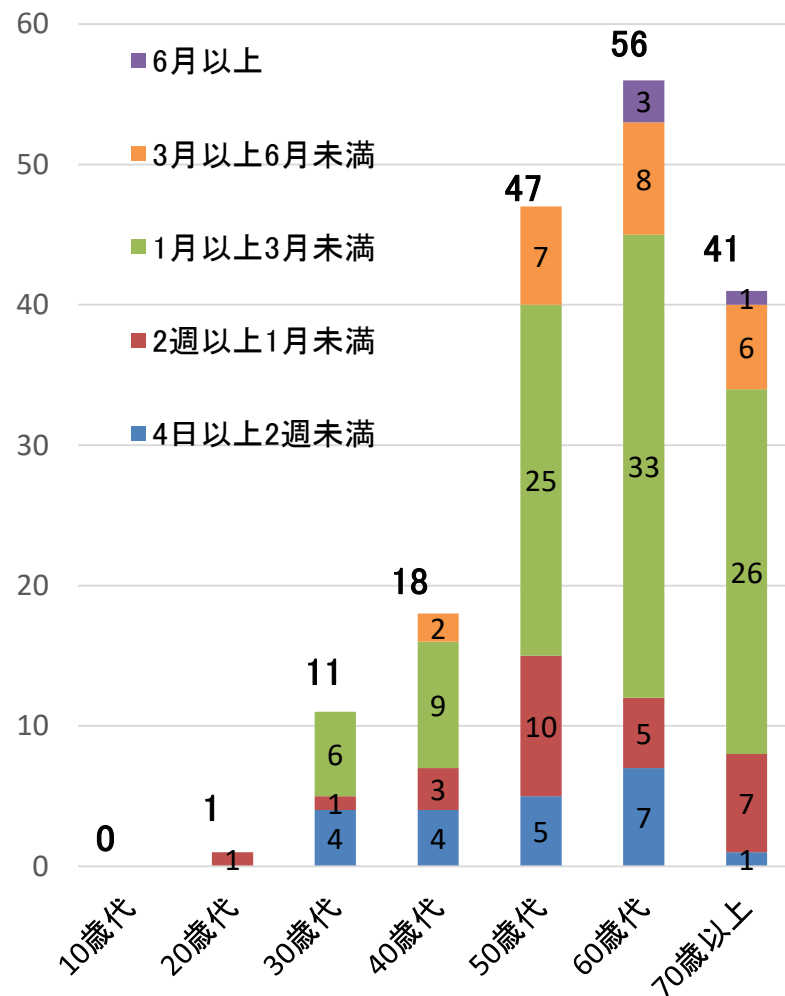
- 1 転倒災害305人のうち、50歳以上223人(73.1%)。
- 2 転倒災害のうち、男性131人(43.0%)、女性174人(57.0%)。
- 3 転倒災害のうち、休業1か月以上198人(65.0%)。
- 4 女性174人のうち、50歳以上144人(82.8%)。
- 5 女性50歳以上144人のうち、休業1か月以上109人(75.7%)。

転倒災害による男女別・年齢別の休業日数

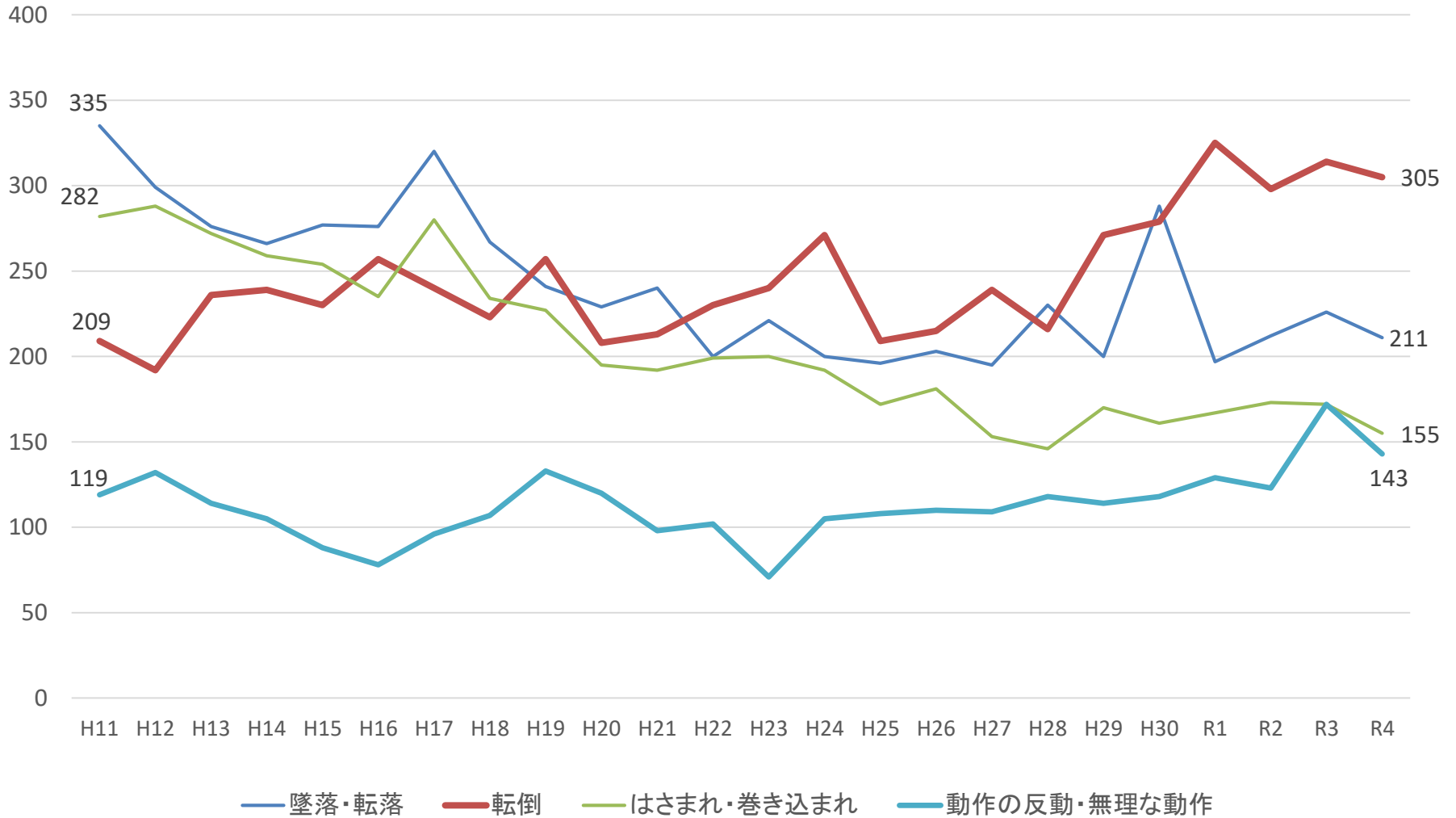
男性（131人）



女性（174人）

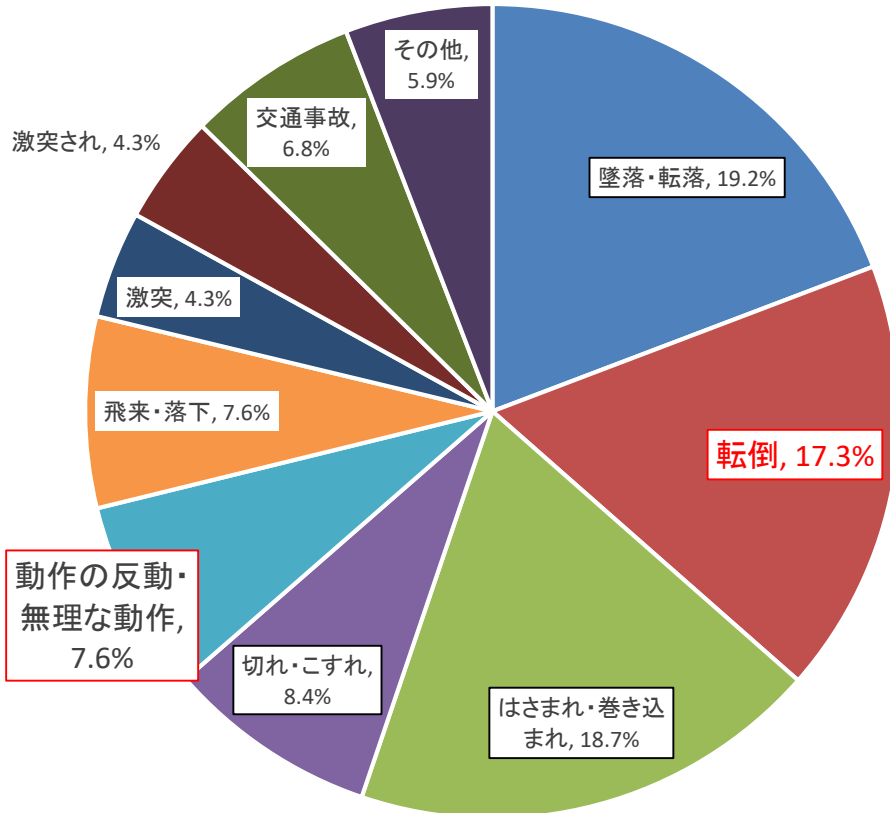


年別事故の型別発生件数



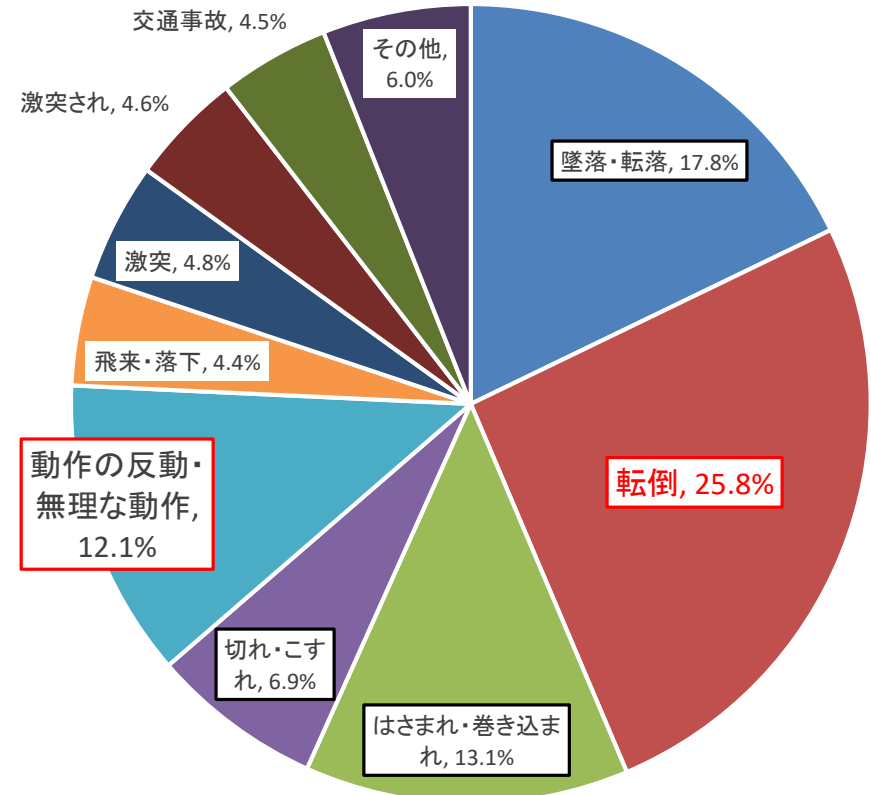
香川県内の死傷災害(休業4日以上)の事故の型別割合

2002(H14)年 1,382件



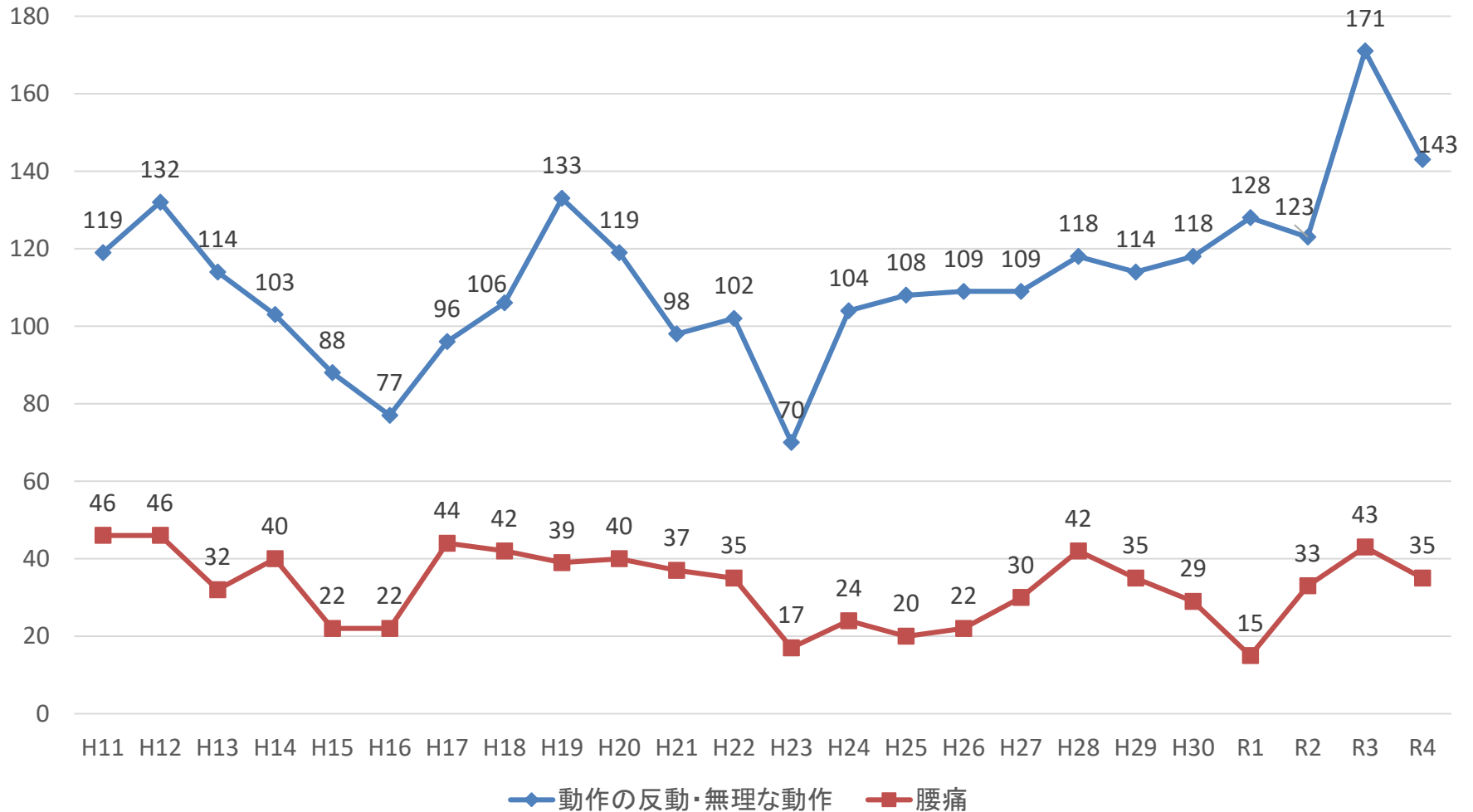
(第9次労働災害防止計画最終年)

2022(R4)年 1,183件(コロナ除く)



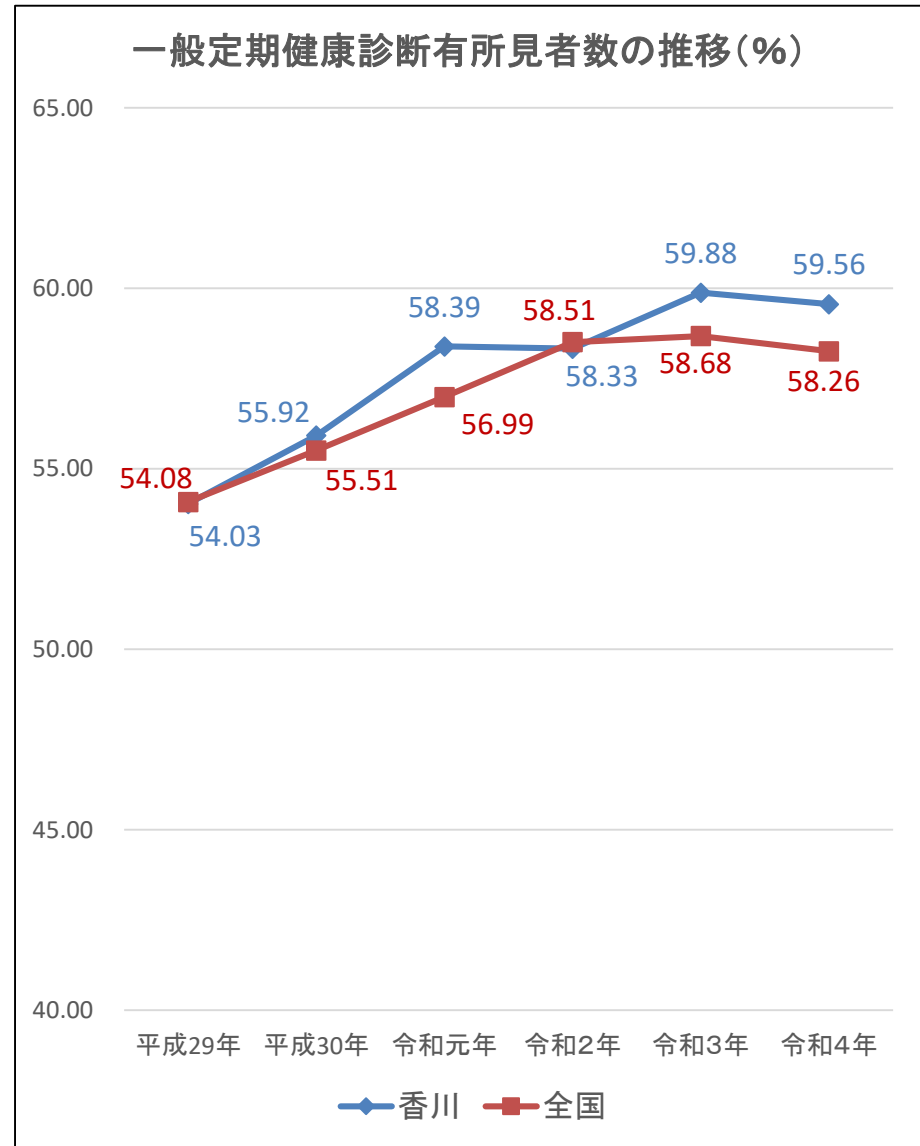
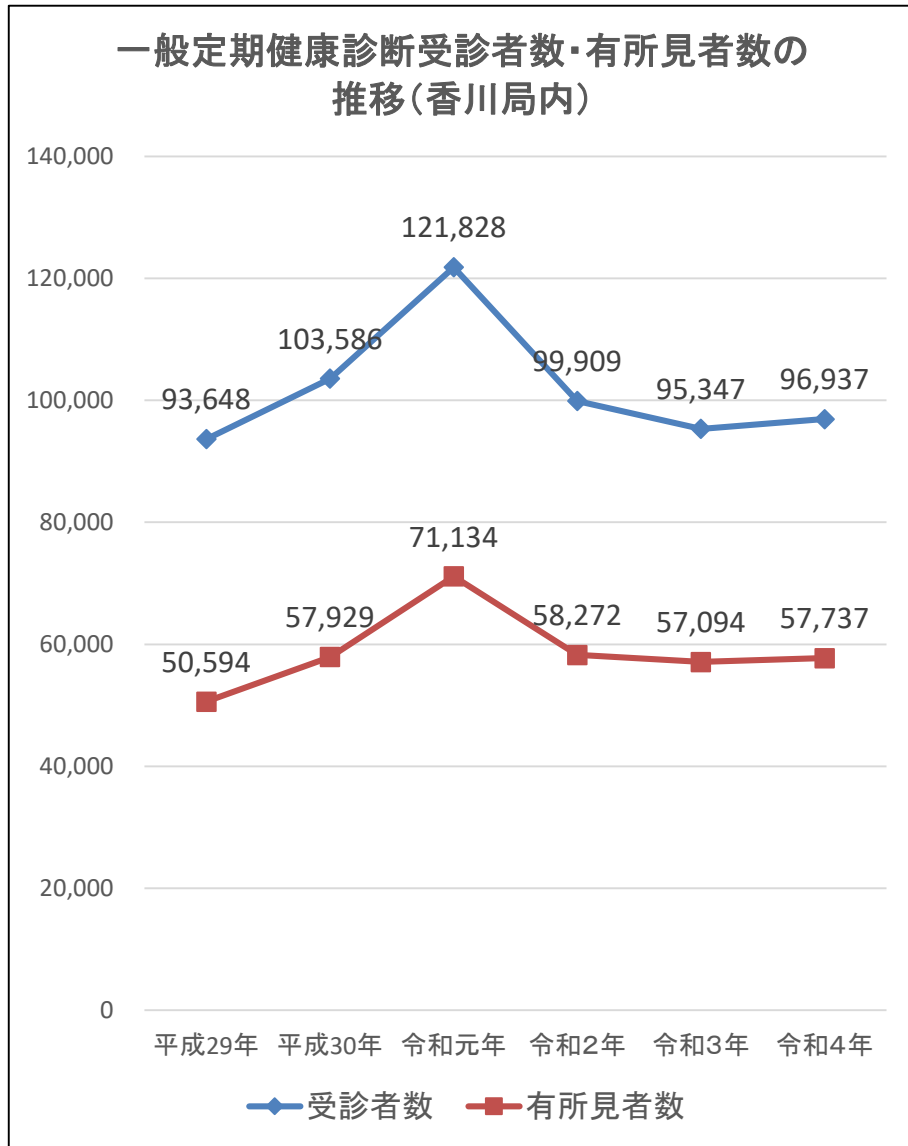
(第13次労働災害防止計画最終年)

「動作の反動・無理な動作」の件数の推移
(腰痛は内数)



香川県内の労働者の健康を巡る状況①

推移

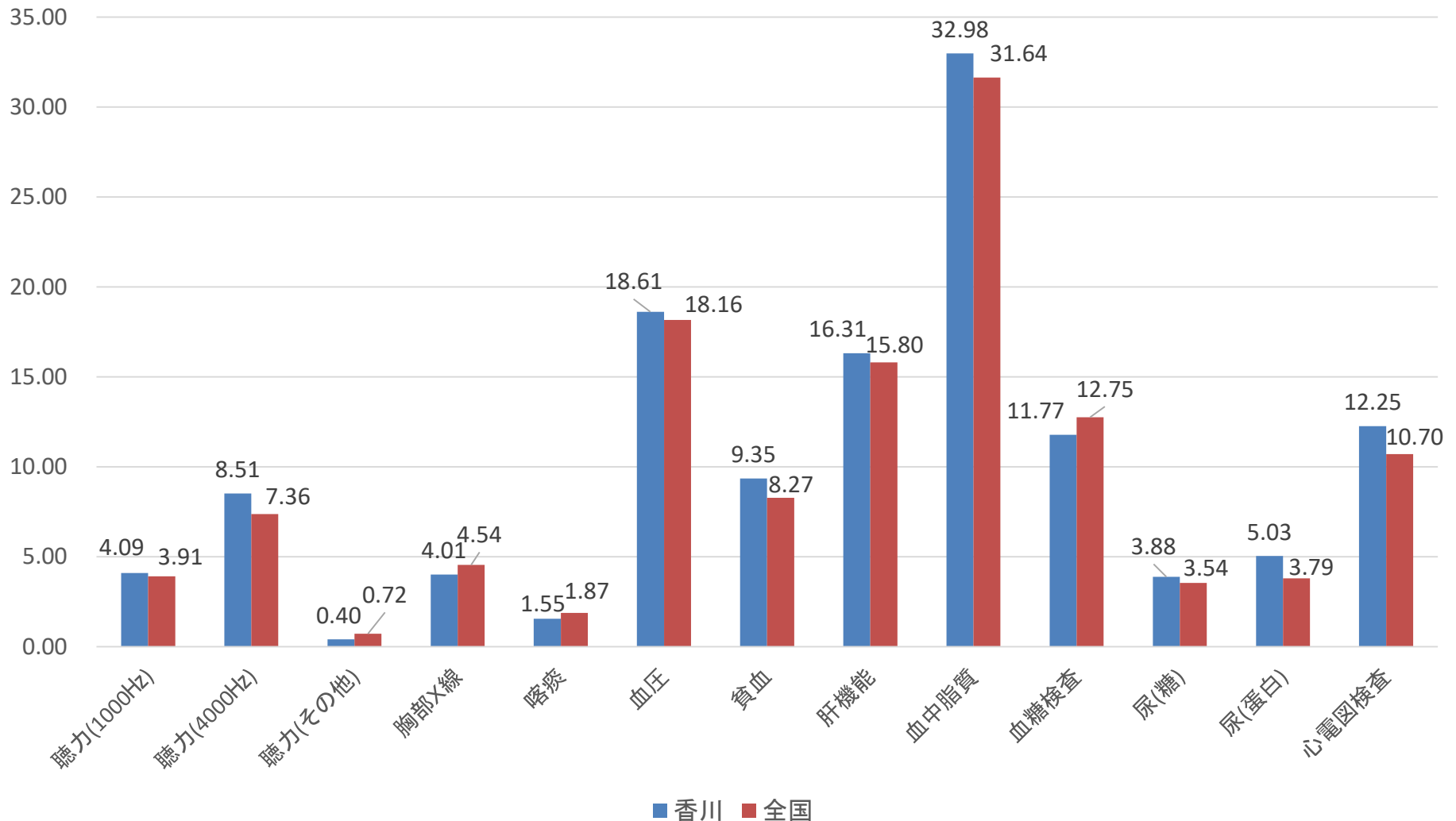


(定期健康診断結果報告書より) ※全国の数値は速報値

香川県内の労働者の健康を巡る状況②

令和4年

一般定期健康診断項目別有所見率(%)

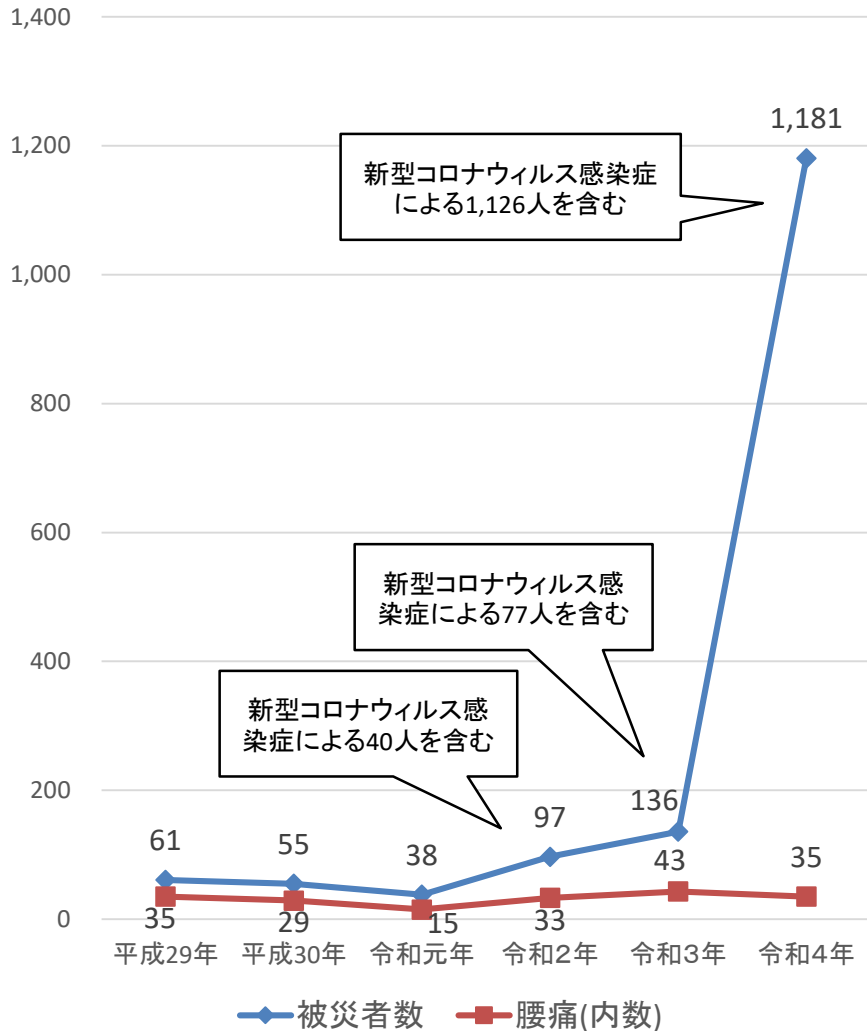


(定期健康診断結果報告書より) ※全国の数値は速報値

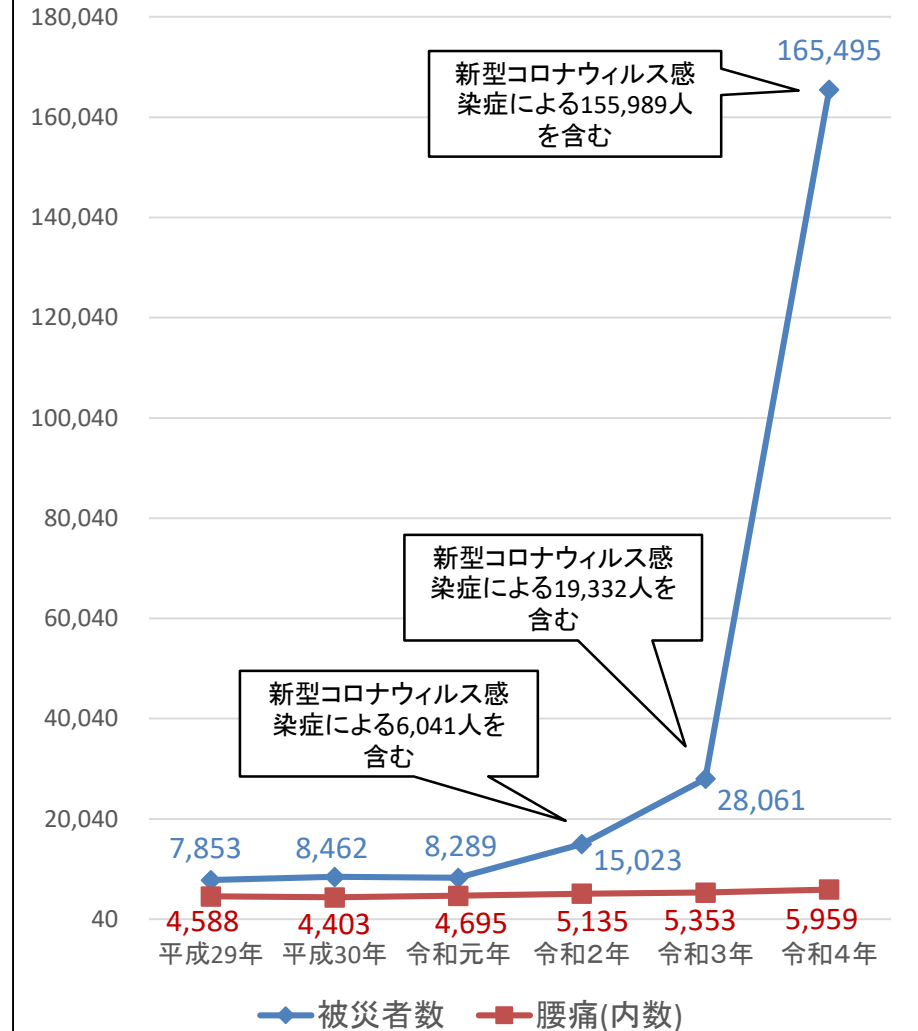
香川県内の労働者の健康を巡る状況③

推移

業務上疾病発生数の推移(香川局内)



業務上疾病発生数の推移(全国)

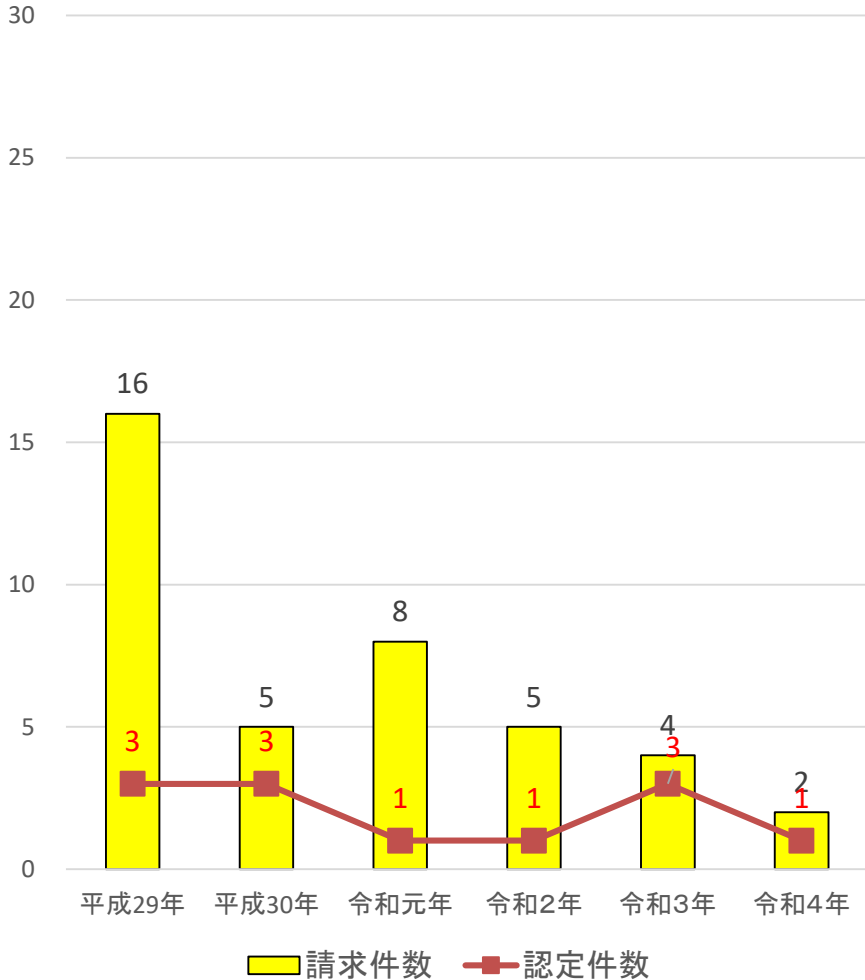


(休業4日以上)

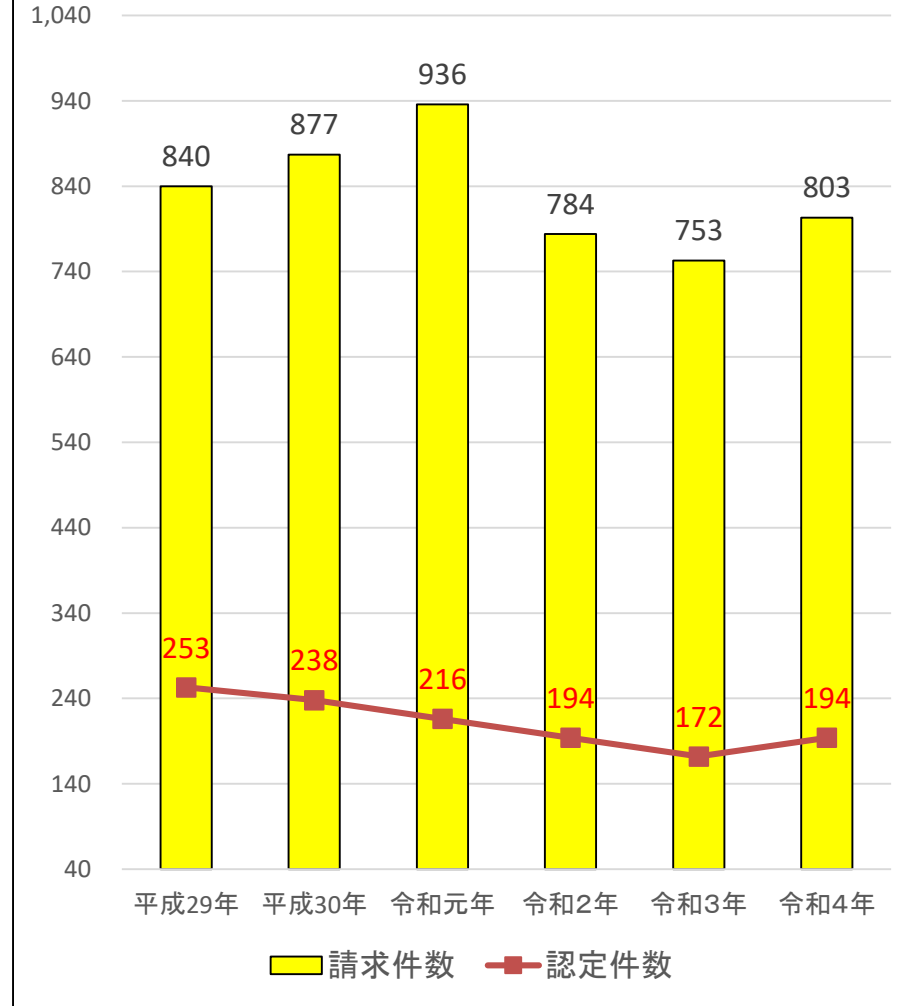
香川県内の労働者の健康を巡る状況④

推移

脳血管疾患・虚血性心疾患の労災補償
請求・認定件数の推移(香川局内)



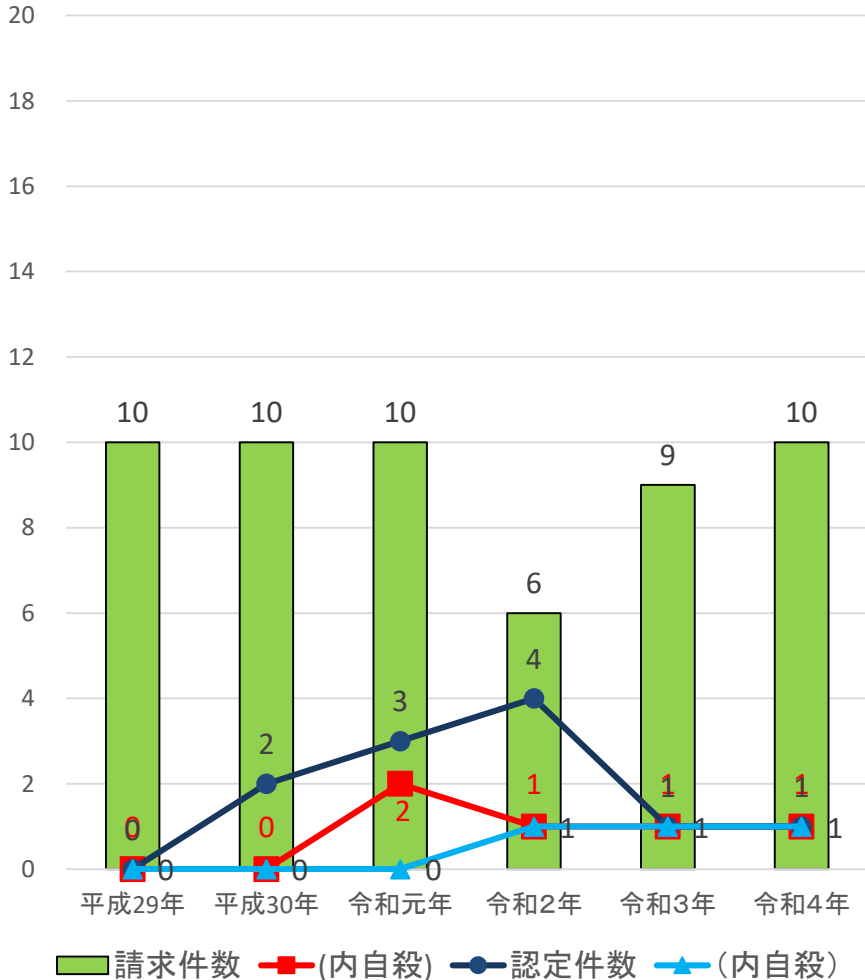
脳血管疾患・虚血性心疾患の労災補償
請求・認定件数の推移(全国)



香川県内の労働者の健康を巡る状況⑤

推移

精神障害の労災補償請求・認定件数の推移
(香川局内)



精神障害の労災補償請求・認定件数の推移
(全国)

